

屋外広告業登録制度の手引き

令和5年7月
一宮市

屋外広告業の登録について

1 屋外広告業の登録

一宮市内で屋外広告業を営むためには、**事前に一宮市で屋外広告業の登録**を受けなければなりません。

屋外広告業とは、屋外広告物の表示や掲出物件の設置を行う営業のことで、具体的には、看板設置施工業者が該当します。この場合、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いませんが、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関わる工事を行わない広告代理業、単に屋外広告物の印刷・製作等を行うだけの看板製作業は屋外広告業に該当しません。（市内に営業所を持たないものが市内で営業を行う場合を含む）

なお、愛知県の条例による屋外広告業の登録を受けた場合は、届出を行えば市内で屋外広告業を営むことができる特例があります。

また、登録を受けるためには、**営業所ごとに業務主任者を選任**する必要があります。

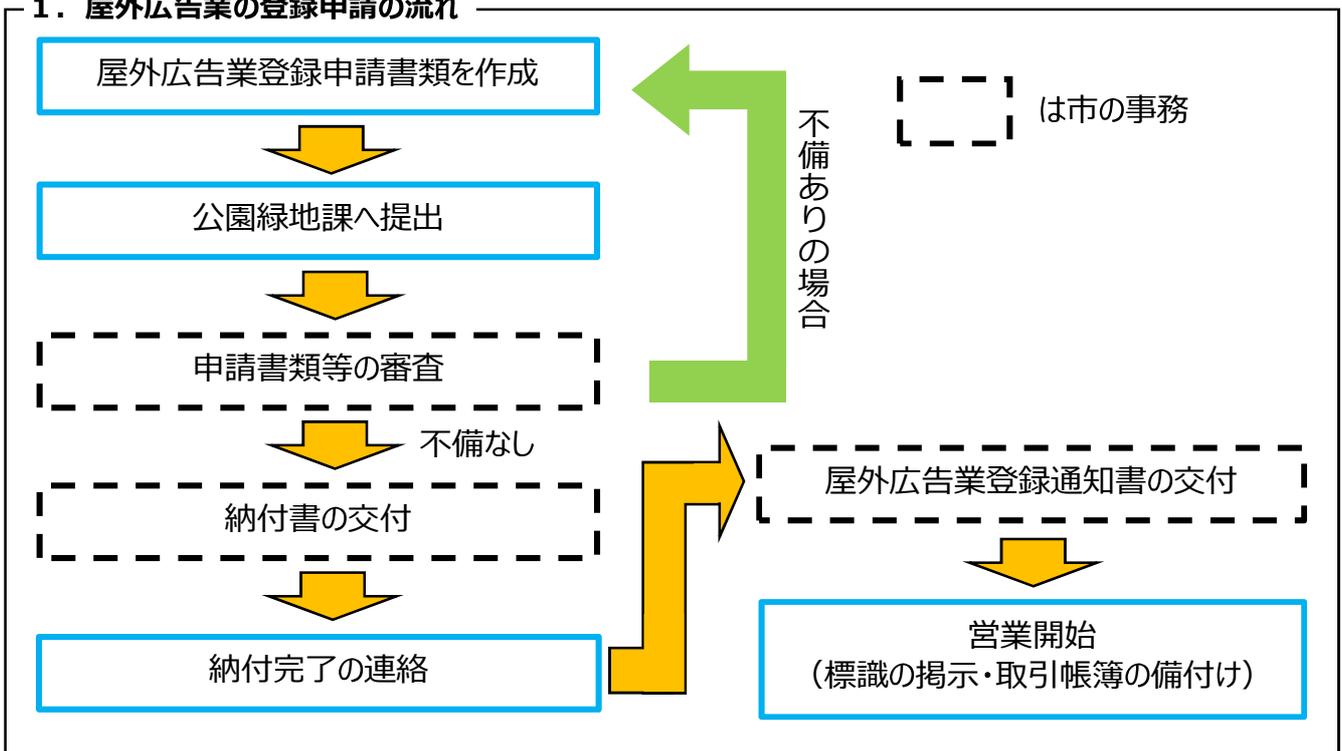
【業務主任者となれる者の要件】

- ・屋外広告士
- ・都道府県、指定都市、**中核市の屋外広告物講習会修了者**
- ・広告美術科に係る公共職業訓練又は認定職業訓練修了者、広告美術科に係る職業訓練指導員の免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定合格者

【業務主任者が行わなければならない業務】

- ・広告物に係る法令の規定の遵守
- ・広告物の工事の適正な施工と安全の確保
- ・取引帳簿の記録と保存
- ・営業所の適正な業務の実施

1. 屋外広告業の登録申請の流れ



2. 屋外広告業の登録の申請

登録の申請に必要な書類は、次のとおりです。必要書類を確認のうえ、公園緑地課へ提出してください。書類への記載方法は、記入例を参考にしてください。

書 類 (様式番号)		申請者	
		法人	個人
屋外広告業登録申請書 (様式第 19 号)		○	○
誓約書 (様式第 20 号)		○	○ ※ 1
登録申請者 (法人の役員・本人・ 法定代理人) の略歴書 (様式第 21 号)	申請者	—	○ ※ 1
	役員	○ ※ 3	—
登記事項証明書 (履歴全部事項証明書) (申請の日前 3 月以内に発行されたもの。原本)		○	—
住民票の写し (申請の日前 3 月以内に発行され たもの。原本)	申請者	—	○ ※ 1
	業務主任者	○	○ ※ 2
業務主任者となる資格を有することを証する書面 (コピー) ・屋外広告士合格証又は登録証 ・屋外広告物講習会修了証 ・公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証 (いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限る。)		○	○
その他市長が必要と認める書類		○	○

○・・・提出必要書類 —・・・提出不要書類

- ※ 1 登録申請者が未成年者である場合には、本人だけでなくその法定代理人も誓約書や略歴書、住民票の写しが必要です。(法定代理人が法人の場合は、法人の登記事項証明書、役員の略歴書)。
- ※ 2 申請者が個人で、申請者と業務主任者が同一の場合は、住民票は 1 通で構いません。
- ※ 3 申請者が法人の場合は、役員全員の略歴書が必要です。

3. 屋外広告業の登録事項の変更の届出

屋外広告業の登録に係る事項について変更があったときは、変更の日から30日以内に、屋外広告業登録事項変更届（様式第25号）と必要添付書類を1部提出してください。変更事項に応じて、次の表のとおり添付書類が必要です。

変更事項		必要添付書類	
法人申請者	名称、住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書（原本） ※4 ・ 屋外広告業登録通知書（原本） 	
個人申請者	氏名（改姓）、住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し（原本） ※5 ・ 屋外広告業登録通知書（原本） 	
営業所	新設廃止 名称、所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書（原本） ※4 （登記の変更があった場合） 	
法人の役員	交替	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書（代表者の場合）（様式第20号） ・ 登記事項証明書（原本） ※4 ・ 略歴書（新役員分のみ）（様式第21号） 	
	氏名（改姓）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書（原本） ※4 	
未成年者である申請者の法定代理人	法定代理人 が法人の場合	交替	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書（様式第20号） ・ 登記事項証明書（原本） ※4 ・ 法人役員の略歴書（様式第21号）
		名称、住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書（原本） ※4
	法定代理人 が個人の場合	交替	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書（様式第20号） ・ 住民票の写し（原本） ※5 ・ 略歴書（様式第21号）
		氏名（改姓） 住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し（原本） ※5
業務主任者	交替	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務主任者となる資格を有することを証する書面（コピー） ・ 住民票の写し（原本） ※5 	
	氏名（改姓）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し（原本） ※5 	

※4 「履歴事項全部証明書」を添付してください。申請の日前3月以内に発行されたものに限りません。

※5 申請の日前3月以内に発行されたものに限りません。

4. 屋外広告業の廃業等の届出

市内での屋外広告業を廃業等するときは、廃業等の日（死亡したときは、その事実を知った日）から30日以内に屋外広告業廃業等届（様式第27号）を1部提出してください。また、届出の提出に併せて屋外広告業登録通知書を返還してください。廃業等の場合において届出義務のある方は、次の表のとおりです。

廃業等の内容	届出義務者
一宮市内において屋外広告業を廃止したとき	屋外広告業者であった者
死亡したとき	その相続人
法人が合併により消滅したとき	その法人を代表する役員であった者
法人について破産手続開始の決定があったとき	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	その清算人

5. 屋外広告業の登録の更新

登録の有効期間は手数料が納付された翌日から5年間です。登録の有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営む場合は、更新登録の申請をしてください。登録の有効期間満了の日の30日前までに申請する必要があります。なお、更新登録の申請に必要な書類は登録の申請の時と同じです。

6. 屋外広告業の登録申請手数料

登録の申請又は更新登録の申請の際は、1件につき11,000円の登録申請手数料が必要です。登録申請書類の審査後、申請者等に納付書を郵送しますので、指定の金融機関で納付してください。

7. 屋外広告業の登録の取り消しや営業停止

屋外広告業者が次の事項に該当するときは、市はその登録を取り消し、又は6ヶ月以内の期間を定めて、本市域内におけるその営業の全部もしくは一部の停止を命じることがあります。

- (1) 不正の手段で屋外広告業登録を受けたとき
- (2) 屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 一宮市暴力団等の排除に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) 未成年者の場合は、その法定代理人が上記の(2)、(3)、(4)、登録を取り消され、その処分にあった日から2年を経過しない者又は営業の停止期間が経過しない者のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに上記(2)、(3)、(4)、登録を取り消され、その処分にあった日から2年を経過しない者又は営業の停止期間が経過しない者のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していないもの
- (8) 屋外広告業の登録に係る変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (9) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

8. 屋外広告業登録の違反者に対する罰則

屋外広告業者登録の違反者は下記のとおり罰則に処せられる場合があります。

【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

- ・屋外広告業登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- ・不正の手段で屋外広告業登録を受けた者
- ・営業の停止命令に違反した者

【30万円以下の罰金】

- ・屋外広告業の登録に係る変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・営業所ごとに業務主任者を選任しなかった者

【5万円以下の過料】

- ・屋外広告業の廃業の届出を怠った者
- ・標識を掲げない者
- ・帳簿を記録しない、虚偽の記録をした、又は保存しなかった者

9. 注意事項

一宮市の屋外広告業登録後、愛知県に屋外広告業登録をされますと、一宮市の登録が抹消されますのでご注意ください。（改めて、一宮市に特例屋外広告業の届出をしていただく必要があります。）

10. 申請者等の郵送による提出

登録申請書や各種届出書は郵送により提出することができます。

郵送先：〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

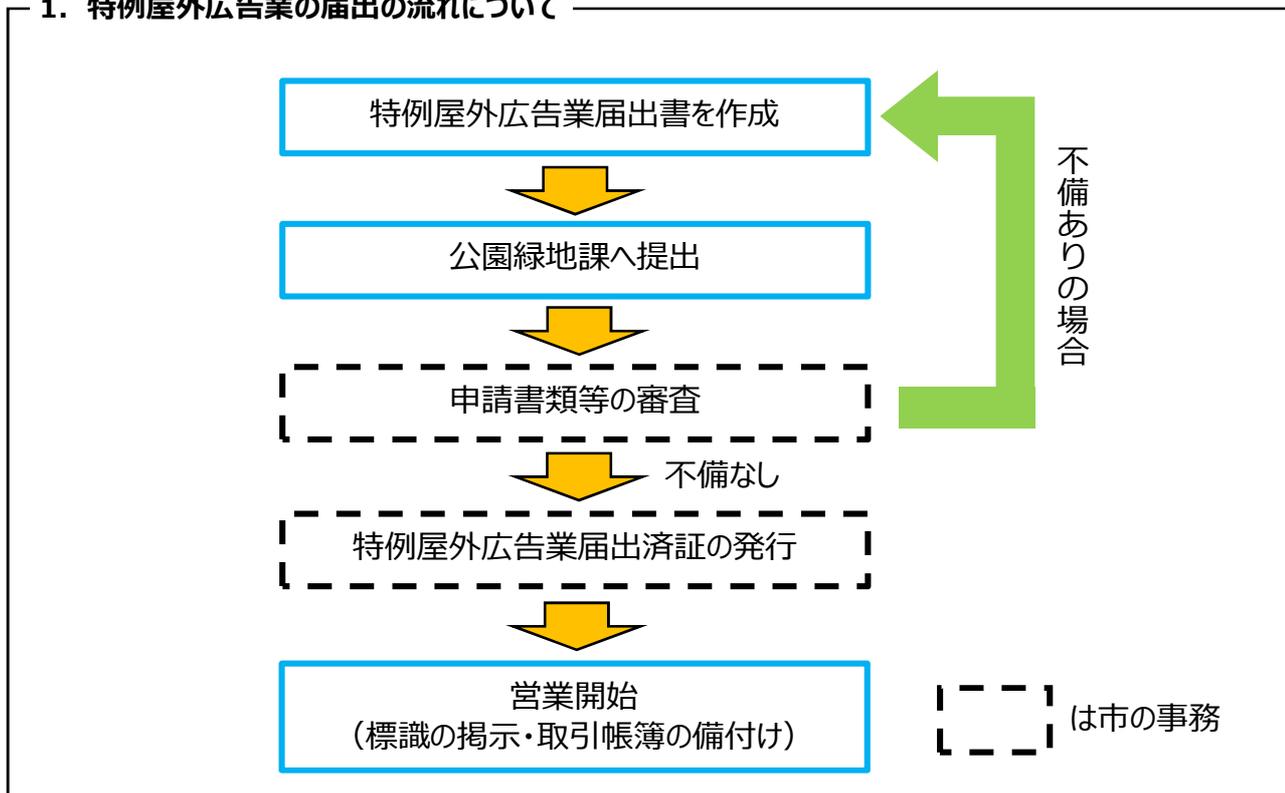
一宮市 まちづくり部 公園緑地課 緑化・景観グループ

2 愛知県の条例により登録を受けた者に関する特例（みなし登録）

この特例制度は、愛知県の条例に基づき登録を受けた屋外広告業者が、一宮市内で屋外広告業を営もうとする場合、新たに登録を受ける必要はなく、一宮市屋外広告物条例第 42 条の規定により「**特例屋外広告業の届出**」を行えば、一宮市で登録を受けた者とみなされます。

愛知県内で広域的に屋外広告業を営もうとする場合は、この点に留意して手続きを行ってください。

1. 特例屋外広告業の届出の流れについて



2. 特例屋外広告業の届出

届出に必要な書類は次のとおりです。必要書類を確認のうえ、公園緑地課へ提出してください。書類への記載方法は、記入例を参考にしてください。

書 類 (様式番号)	届出者	
	法人	個人
特例屋外広告業届 (様式第 34 号)	○	
愛知県屋外広告物条例に基づき、登録を受けたことを証する書面 (愛知県の屋外広告業登録済証) (コピー)	○	
業務主任者となる資格を有することを証する書面 (コピー) ・屋外広告士合格証又は登録証 ・屋外広告物講習会修了証 ・公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証 (いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限る。)		○

○・・・提出必要書類

3. 特例屋外広告業の届出事項の変更の届出

特例屋外広告業の届出に係る事項について変更があったときは、特例屋外広告業届出事項変更届（様式第36号）と必要添付書類を1部提出してください。変更事項に応じて、次の表のとおり添付書類が必要です。

変更事項		必要添付書類	
法人届出者	名称、住所	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県の屋外広告業登録済証（コピー） 特例屋外広告業届出済証（原本） 	
個人届出者	氏名（改姓）、住所		
営業所	新設廃止 名称、所在地	なし	
法人の役員	交替	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県の屋外広告業登録済証（コピー） （代表者の場合） 	
	氏名（改姓）	なし	
未成年者である申請者の法定代理人	法定代理人 が法人の場合	交替	なし
		名称、住所	
	法定代理人 が個人の場合	交替	
		氏名（改姓） 住所	
業務主任者	交替	<ul style="list-style-type: none"> 業務主任者となる資格を有することを証する書面 （コピー） 	
	氏名（改姓）	なし	

4. 特例屋外広告業の廃業等の届出

市内での屋外広告業を廃業等するときは、特例屋外広告業廃業等届（様式第37号）を1部提出してください。また、届出の提出に併せて特例屋外広告業届出済証を返還してください。廃業等の場合において届出義務のある方は、次の表のとおりです。

廃業等の内容	届出義務者
一宮市内において屋外広告業を廃止したとき	屋外広告業者であった者
死亡したとき	その相続人
法人が合併により消滅したとき	その法人を代表する役員であった者
法人について破産手続開始の決定があったとき	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	その清算人

5. 特例屋外広告業の届出の更新

特例屋外広告業の届出の有効期間は、愛知県の登録有効期間内となります。届出の有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営む場合は、愛知県の更新登録手続き後に改めて特例屋外広告業の届出の更新手続きをしてください。また、更新に必要な書類は特例屋外広告業の届出の時と同じです。

6. 特例屋外広告業の届出手数料

特例屋外広告業の各種届出は、全て手数料がかかりません。

7. 屋外広告業の営業の停止

特例の届出を行った屋外広告業者が次の事項に該当するときは、市は6ヶ月以内の期間を定めて、本市域内における屋外広告業者の営業の全部もしくは一部の停止を命じることがあります。

- (1) 屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (2) 屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 一宮市暴力団等の排除に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 未成年者の場合は、その法定代理人が上記の(1)、(2)、(3)、登録を取り消され、その処分にあった日から2年を経過しない者又は営業の停止期間が経過しない者のいずれかに該当するもの
- (5) 法人でその役員のうち上記(1)、(2)、(3)、登録を取り消され、その処分にあった日から2年を経過しない者又は営業の停止期間が経過しない者のいずれかに該当する者があるもの
- (6) 営業所ごとに業務主任者を選任していないもの
- (7) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき
- (8) 特例屋外広告業の届出に係る変更の届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき

8. 特例制度の違反者に対する罰則

屋外広告業者が特例の届出、届出事項の変更、廃止の届出を怠った場合は、5万円以下の過料に処せられる場合があります。

9. 届出者等の郵送による提出

特例屋外広告業の各種届出は、窓口持参又は郵送により提出してください。受取は基本窓口受取となります。郵送での受取希望の場合は、切手付き返信用封筒の持参又は同封が必要です。

郵送先：〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

一宮市 まちづくり部 公園緑地課 緑化・景観グループ

【参考】

愛知県に登録
(手数料 11,000 円)



5市以外の県内で営業可能



一宮市に登録
(手数料 11,000 円)



一宮市のみで営業可能

愛知県に登録
(手数料 11,000 円)
+
各中核市に特例届出
(無料)



名古屋市以外の県内で営業可能
※名古屋市は別途登録が必要



3 共通事項

屋外広告業の登録や特例屋外広告業の届出後、標識の掲示及び帳簿の備付けが必要です。

1. 標識の掲示

屋外広告業者は、営業を行う営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、次の様式による標識を掲示しなければなりません。

様式第31号

屋外広告業者登録票	
氏名 (名称及び代表者の氏名)	
登録番号	一宮市屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
営業所の名称	
業務主任者の氏名	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 3 番とする。

様式第32号

特例屋外広告業者届出済票	
氏名 (名称及び代表者の氏名)	
届出番号	一宮市特例屋外広告業届出第 号
届出年月日	年 月 日
営業所の名称	
業務主任者の氏名	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 3 番とする。

屋外広告業登録申請書

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒
 (申請者)住 所
 氏 名
 (法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
 電 話() ー

一宮市屋外広告物条例第29条第1項の規定により次のとおり申請します。

登録の種類	<input type="checkbox"/> 新規	※登録番号	一宮市屋外広告業登録第 号	
	<input type="checkbox"/> 更新	※登録年月日	年 月 日	
本市域内において営業を行う営業所及び当該営業所ごとに選任される業務主任者	名称	所在地及び連絡先	業務主任者の氏名	
		電話() ー		
		電話() ー		
		電話() ー		
役員	役 職 名	氏 名		
申請者の法定代理人 (申請者が未成年の場合)	氏 名			
	住所及び連絡先	電話() ー		
他の地方公共団体における登録の状況	地方公共団体名	登録番号	登録年月日	

注1 ※欄については、新規の登録申請の場合は、記入しないでください。

2 該当する口に✓を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 一宮市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

登録申請者は、一宮市屋外広告物条例第31条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

一宮市屋外広告物条例 (抜粋)

(登録の拒否)

第31条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第41条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第28条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第41条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第41条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 一宮市暴力団等の排除に関する条例(平成23年一宮市条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 略

(登録の取消し等)

第41条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第28条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第31条第1項第2号又は第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第32条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 略

法人の役員
登録申請者 本人 の略歴書
法定代理人

現住所	〒		
	電話() ー		
フリガナ 氏名		生年 月日	年 月 日
職 歴	期 間 (年 月～ 年 月)	職 務 内 容	勤 務 先
広 告 物 に 関 す る 賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏 名</div>			

注 「法人の役員 本人 法定代理人」については、該当するものを○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記入例

屋外広告業登録申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)一宮市長

〒 491-8501

(申請者)住 所 一宮市本町2丁目5番6号

氏 名 株式会社一宮公園 代表取締役 一宮 太郎

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

電 話 (〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇

こちらの欄は記入しないで下さい

一宮市屋外広告物条例第29条第1項の規定により次のとおり申請します。

登録の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	※登録番号	一宮市屋外広告業登録第 号	
	<input type="checkbox"/> 更新	※登録年月日	年 月 日	
本市域内において営業を行う営業所及び当該営業所ごとに選任される業務主任者	名称	所在地及び連絡先	業務主任者の氏名	
	□□□□営業所	一宮市□□町□番□号 電話 (□□□□) □□ - □□□□	□□ □□	
	△△△△営業所	一宮市△△町△番△号 電話 (△△△△) △△ - △△△△	△△ △△	
	〇〇〇〇営業所	一宮市〇〇町〇番〇号 電話 (〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
役員	役 職 名	氏 名		
	□□	□□ □□		
	△△	△△ △△		
	〇〇	〇〇 〇〇		
申請者の法定代理人 (申請者が未成年の場合)	氏 名	□□ □□		
	住所及び連絡先	一宮市□□町□番□号 電話(□□□□) □□ - □□□□		
他の地方公共団体における登録の状況	地方公共団体名	登録番号	登録年月日	
	□□□□ (県・市)	□□□□□□	令和□□年□月□日	
	△△△△ (県・市)	△△△△△△	令和△△年△月△日	
	〇〇〇〇 (県・市)	〇〇〇〇〇〇	令和〇〇年〇月〇日	

注1 ※欄については、新規の登録申請の場合は、記入しないでください。

2 該当する□に✓を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記入例

誓 約 書

令和〇〇 年〇〇月〇〇日

(あて先) 一宮市長

住 所 一宮市本町2丁目5番6号

氏 名 株一宮公園 代表取締役 一宮 太郎

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

登録申請者は、一宮市屋外広告物条例第31条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

一宮市屋外広告物条例 (抜粋)

(登録の拒否)

第31条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第41条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第28条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第41条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第41条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 一宮市暴力団等の排除に関する条例(平成23年一宮市条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 略

(登録の取消し等)

第41条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第28条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第31条第1項第2号又は第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第32条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 略

様式第21号

登録申請者 **法人の役員** 本人の略歴書
 法定代理人

監査役以外の役員全員の略歴書を作成してください。

現住所	〒 お住まいの住所を記入してください。 電話() —		
フリガナ氏名	〇〇 〇〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
職歴	期間 (年月～年月)	屋外広告業に関する職歴のみをすべて記入してください。学歴は記入しないでください。	
	平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月	看板製作及び設置工事に従事	株式会社〇〇〇〇
	平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月	屋外広告業に関する営業に従事	株式会社〇〇〇〇
	令和〇〇年〇月	取締役就任	株式会社〇〇〇〇
	現在に至る	屋外広告業に関する職歴が無い場合は、役員就任歴のみを記入してください。	
広告物に関する賞罰	年月日	賞罰の内容	
		該当なし	
		屋外広告業に関する過去に受けた表彰、行政処分、科された刑罰・過料のすべてを記入してください。	
上記のとおり相違ありません。			
令和〇〇年〇〇月〇〇日 氏名 〇〇 〇〇			

注 「法人の役員 本人 法定代理人」については、該当するものを○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第21号

登録申請者 法人の役員
 本人 の略歴書
 法定代理人

現住所	〒 お住まいの住所を記入してください。 電話() —		
フリガナ 氏名	〇〇 〇〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
職歴	期間 (年月～年月)	屋外広告業に関する職歴のみをすべて記入してください。学歴は記入しないでください。	
	平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月	看板製作及び設置工事に従事	株式会社〇〇〇〇
	平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月	屋外広告業に関する営業に従事	株式会社〇〇〇〇
		現在に至る	
広告物に関する賞罰	年月日	賞罰の内容	
		該当なし	
		屋外広告業に関する過去に受けた表彰、行政処分、科された刑罰・過料のすべてを記入してください。	
上記のとおり相違ありません。			
令和〇〇年〇〇月〇〇日 氏名 〇〇 〇〇			

注 「法人の役員 本人 法定代理人」については、該当するものを○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

特例屋外広告業届

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒
 (届出者)住 所
 氏 名
 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)
 電 話() -

一宮市屋外広告物条例第42条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

届出の種類	<input type="checkbox"/> 新規	※届出番号	一宮市特例屋外広告業届出第 号	
	<input type="checkbox"/> 更新	※届出年月日	年 月 日	
本市域内において営業を行う営業所及び当該営業所ごとに選任される業務主任者	名 称	所在地及び連絡先	業務主任者の氏名	
		電話() -		
		電話() -		
		電話() -		
役 員	役 職 名	氏 名		
申請者の法定代理人 (申請者が未成年の場合)	氏 名			
	住 所 及 び 連 絡 先	電話() -		
愛知県屋外広告物条例の規定による登録番号及び登録年 月 日	愛知県知事(登 年 月 日)第 号			
愛知県以外の他の地方公共団体における登録の状況	地方公共団体名	登 録 番 号	登 録 年 月 日	

注1 ※欄については、新規の届出の場合は、記入しないでください。

2 該当する口に✓を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

特例屋外広告業届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

記入例

(あて先)一宮市長

愛知県の屋外広告業登録済証と同じ住所、氏名を記入してください。

〒491-8501
 (届出者)住 所 一宮市本町2丁目5番6号
 氏 名 (株)一宮公園 代表取締役 一宮 太郎
 (法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
 電 話(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇

こちらの欄は記入しないで下さい

一宮市屋外広告物条例第42条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

届出の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	※届出番号	一宮市特例屋外広告業届出第 号	
	<input type="checkbox"/> 更新	※届出年月日	年 月 日	
本市域内において営業を行う営業所及び当該営業所ごとに選任される業務主任者	名称	所在地及び連絡先	業務主任者の氏名	
	〇〇〇〇営業所	一宮市〇〇町〇番〇号 電話(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
	△△△△営業所	一宮市△△町△番△号 電話(△△△△) △△ - △△△△	△△ △△	
	〇〇〇〇営業所	一宮市〇〇町〇番〇号 電話(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
役員	役職名	氏名		
	〇〇	〇〇 〇〇		
	△△	△△ △△		
	〇〇	〇〇 〇〇		
申請者の法定代理人 (申請者が未成年の場合)	氏名	〇〇 〇〇		
	住所及び連絡先	一宮市〇〇町〇番〇号 電話(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇		
愛知県屋外広告物条例の規定による登録番号及び登録年月日	愛知県知事(登一 〇〇〇〇)第 〇〇〇〇号 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日			
愛知県以外の他の地方公共団体における登録の状況	地方公共団体名	登録番号	登録年月日	
	〇〇〇〇(県・市)	〇〇〇〇〇〇	令和〇〇年〇月〇日	
	△△△△(県・市)	△△△△△△	令和△△年△月△日	
	〇〇〇〇(県・市)	〇〇〇〇〇〇	令和〇〇年〇月〇日	

注1 ※欄については、新規の届出の場合は、記入しないでください。

2 該当する□に✓を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。